

令和元年仙審第38号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年5月11日22時10分

新潟県直江津港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

登録長	9.30メートル	9.05メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	235キロワット	161キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和57年6月に進水した最大搭載人員旅客9人及び船員1人のFRP製遊漁船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年5月11日16時30分新潟県有間川漁港を発し、直江津港北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、16時50分前示釣り場に着いたのち、たいの流し釣りを目的に漂泊と場所移動を繰り返しながら遊漁を行い、その後18時55分ひらめ釣りを目的に直江津港導流堤北灯台（以下「導流堤北灯台」という。）から321度（真方位、以下同じ。）560メートルの地点に錨泊した。

ところで、Aは、ほぼ船体中央に操舵室を配し、同室にGPSプロッター、魚群探知機、機関遠隔操縦装置及び自動操舵装置などをそれぞれ備え、同室中央のやや右舷寄りに舵輪を、その後方に背もたれの付いた椅子が設置されていた。

21時50分a受審人は、遊漁を終えて帰途に就くこととし、集魚灯を消灯し、航行中の動力船の灯火を表示したほか、釣り客の便宜を図るための作業灯3灯、往航時に視認した刺網の浮標を確認するための探照灯1灯をそれぞれ点灯し、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、22時00分前示錨泊地点を発進し、その直後に針路を260度に定め、機関を回転数毎分1,300にかけ、9.0ノットの対地速力で、手動操舵により進行した。

a受審人は、22時08分導流堤北灯台から271度1.4海里の

地点に達したとき、正船首560メートルのところに、Bが表示する白、緑灯を視認することができ、同船が航行中の動力船の灯火を表示して移動しない様子から漂泊中と判断でき、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、往航時に視認した刺網の浮標を確認することに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、22時10分僅か前Bの黄色の船体を至近に認め、直ちに機関を後進に操作するとともに左舵一杯としたものの、及ばず、22時10分導流堤北灯台から269度1.7海里の地点において、Aは、船首が225度を向いたとき、ほぼ原速力のまま、その右舷船首部がBの右舷船尾部に前方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成11年8月に進水した船首部から船体中央部に掛けてキャビンを付属する操舵室を設け、汽笛を装備したFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、家族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日16時00分有間川漁港を発し、同漁港沖合でひらめ釣りを行ったのち、17時30分直江津港西方沖合に向けて釣り場の移動を開始した。

b受審人は、17時45分導流堤北灯台から269度1.7海里の地点付近に到着したのち、機関を中立運転として重さ約20 kilogramsのダンフォース型錨を水深約20メートルの海中に投げ、長さ約10メートルのステンレス製チェーン及び直径約16ミリメートルの合成繊維製索をそれぞれ接続した錨索を約50メートル延出して錨泊したのちひらめ釣りを再開し、日没頃、自船から東方約1.5海里の

地点に、同じ有間川漁港を根拠地とする僚船のAほか1隻を視認していた。

20時30分b受審人は、a受審人と携帯電話で通話を行い、互いの釣果について情報交換したのち、同人が22時頃に帰航する予定であることを聞いた。

b受審人は、22時00分釣果が得られたことから帰航することとし、航行中の動力船の灯火を表示して22時08分導流堤北灯台から269度1.7海里の地点で漂泊中、船首を000度に向けて揚錨作業を行っていたとき、右舷船首80度560メートルのところ、Aが点灯する作業灯を初認し、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、これまでもAが釣果を確認するために接近して自船の側方で停船することがあったので、接近するAがいずれ減速して自船の側方で停船するものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、同乗者と共に錨を船首部に固縛する作業を継続し、右舷正横から向首したまま接近するAに警告信号を行わず、更に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、22時10分少し前速力を維持したまま至近に迫ったAに危険を感じ、同乗者と共に船首部のハンドレールにしがみついた直後、Bは、その船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部外板に亀裂を、Bは右舷船尾部外板に亀裂をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、夜間、直江津港西方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、同海域には特別法である海上交通安全法や港則法の適用がなく、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶に適用する定型的な航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、直江津港西方沖合において、有間川漁港に向けて帰航中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、直江津港西方沖合において、有間川漁港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことがないように、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、往航時に視認した刺網の浮標を確認することに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、夜間、直江津港西方沖合において、漂流中、自船に向首して接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまでも同船が釣果を確認するために接近して自船の側方で停船することがあったので、接近するAがいずれ減速して自船の側方

で停船するものと思ひ、Aに対する動静監視を十分に行わなかつた職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近している状況に気付かず、警告信号を行わず、更に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和2年2月27日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭